

# 住宅扶助を引き下げへ

## 生活保護厚労省が方針

生活保護の家賃にあたる「住宅扶助」と暖房費などの「冬季加算」の水準が妥当かどうかを検証してきた社会保障審議会（厚生労働相の諮問機関）の部会に26日、報告書案が示された。年明けに取りまとめ、厚労省に提出する。住宅扶助の基準額が都市部などで高くなっている検証結果が盛り込まれたことをふまえ、厚労省は住宅扶助を全体として引き下げる方針だ。

厚労省は来年度から住宅扶助の基準額を見直す方向

だが、すでに受給している人には次の住宅の契約更新時まで適用を猶予する見通しだ。

報告書案によると、基準

額は地域ごとに異なるが、その金額で借りることができ、最低基準をみたく民間借家の割合は、全国平均で13%（単身世帯の場合）

だった。ただこの割合は地域によってばらつきが大きいく、主に都市部で高くなっていた。また報告書案は「劣悪な住宅にもかかわらず（上限の）基準額で家賃を設定し、不当な利益を得る貧困ビジネスの温床になっている」とも指摘。同省は住宅の質に見合った支給額とする見直しを進める方針だ。（中村隆二郎）